伊豆の国市

2023年11月1日発行

発行:伊豆の国市議会

〒410-2292 | 静岡県伊豆の国市長岡340-1 **25**055-948-1417 | FAX 055-948-2913 http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/





9月定例会

常任委員会報告 · · · · · · · 2~3 一般質問 · · · · · · · · · · 4~9

審議結果・貸否一覧 ・・・10~11 トピッ久議会の動き・・・・・・ 12

設委員

出決算の認定について 令和4年度伊豆の国市一 般会計歳入歳

は行わないのか。 |儀式褒賞事業の賀詞交歓会は、 今後

直しで、 いない。 工会、 る。 業を縮小した。 しているところが多いこともあり、 催しているところは極めて少なく、 新年の賀詞交歓会を地方公共団体が主 ということで、 コロナウイルスの蔓延時には行って 表彰式のみをしっかり行っていく 近隣他市町の状況を調べたところ、 あるいは商工会議所などが主催 市長が交代し、事務事業の見 賀詞交歓会に関しては取りや 昨年度から実行してい 商 事

なるのか。 工事の進捗、 |深沢橋架替事業の令和4年度までの および完成時期がいつに

右岸、 いる。 手をしている。 路となる仮設の車道橋、 令和3年度に深沢橋の上流部に、 工事については現在予定通り進んで また、令和4年度、 令和4年度に既設橋の撤去を行っ 県道側の 令和2年度から工事が始まり、 令和5年度、 新しい橋の下部工に着 5年度とかけ 歩道橋を設置 6年度で 迂回

向けて、 る。 令和7年2月に新しい橋の暫定供用に 反対側の左岸の下部工に着手する予定。 スケジュール通りに動いてい



深沢橋架替事業 右岸下部工 完成状況

令和4年度伊豆の国市楠木及び天野揚 について 水場管理特別会計歳入歳出決算の認定

されたか。 ■この特別会計を存続するのか、 検討

ている。 金を一般会計に組み入れる作業を進め 特別会計の廃止条例等の制定や、 基

決算の認定について 令和4年度伊豆の国市下水道事業会計

土

|地所有者に責任があると考える。

円の金額が出ているが、 のようにしているのか。 ■減価償却費について、 約5億6千万 台帳管理はど

行の際に減価償却費を明確に出さなけ 台帳管理については、 企業会計へ移

> つずつ台帳で管理している。 ればならないので、 委託費を使って一

に関する条例の制定について 伊豆の国市土砂等による盛土等の規制

50万円、第2項の10万円といった水準 |第31条に罰金刑があるが、 第1項の

もらっている。 と同程度なので問題ないという意見も この数字とした。 の根拠の説明を、 -町の条例の罰則の内容を参考にして 同様の条例を既に施行している近隣 検察と協議し、

近隣

講じなければならない」とあるが、 要な措置とは。 環境の保全を図るために必要な措置を |第6条、第2項に、「災害の防止及び 必

回復まで想定している。 最終的には違法な盛土の撤去、 原状

復まで求めるということか。 ■土地所有者に、 盛土の撤去、 原状回

伊豆の国市土地開発公社の解散につい て

は 伊豆の国市に引き継がれる財産の総

額

令和4年度決算時点で、

904万3

346円が財産として残っている。 ているので、令和5年度の必要経費を支 整による余剰金が4万3346円となっ 払い伊豆の国市に引き継がれる。 金900万円と、それ以外の年度間の調 出資

あったのか。 権利の放棄について(市営住宅使用料) 一所在不明というが、 保証人の所在は

定しているが、入居承継された際には 定できなかった。 入居承継された際に新たに保証人を設 保証人は引き継がれない。したがって、 入居の名義人に対して連帯保証人を設 最初に市営住宅に入るに当たっては、

らないのか。 た、今後も議会の議決を経なければな 得ないとなったが、 ■所在が不明で、 権利を放棄せざるを 判断の基準は。 ま

る以上、 難しい。 やり方も選択肢としてある。 議案を取るのではなく、 権利の放棄、 ている自治体であれば、 ば、5年・6年たっても入居されてい 市営住宅に入居されている方であれ 権利の放棄に、 権利の放棄という考え方はな 例えば、債権管理条例を定め 不納欠損処分をして 一律簡単な基準は 条例に沿って 権利の放棄の

福祉文教環境委員会

出決算の認定について 令和4年度伊豆の国市一般会計歳入歳

回行われて、審議内容は ■高齢者福祉施設のあり方審議会は何

議論。 ご意見をいただいた。 れた課題について調査の必要性などの きサービス、認知症高齢者についての はその中で高齢者の移動手段、 より高齢者施設に対する課題。 昨 年度は3回実施。1回目は各委員 3回目については委員より出さ 2 回 目 御 用聞 容は。

施策の検討は る。平等に高齢者に敬老の意を表する 有無をはじめ、区により差が生じてい に対し補助するものであるが、 |長寿祝い事業は、区が実施する事業 実施の

ないが、 ずつ今後検討して る状況の中、 施も増えてきてい も明け敬老会の実 具体的な検討策は 施の有無による不平等は認識している。 区への依頼事業であることから、 コロナ禍 少し



から、 購入費として23万3740円の補助金 雇用延長が進む中、 であったが、今後増やしていけるのか。 が出ているが、このがん患者等支援事 受講し終えた方の高齢化が危惧される。 ■若年がん患者等支援事業は、 ■市民後見人の育成が令和4年度2人 高齢化が進む中需要は高くなること 市民後見人の育成は急務。 後見人養成講座を 補正具 ただ

Ļ 知している。 (かつら)が11件、補正下着が2件。 庁用車(清掃車)が、 広報いずのくにやホームページで周 2台減少の内訳は。 補助の内容は、 決算で3台増加 ウイッグ

更新によるもの。 の汚泥運搬車、ダンプトラックの更新 もう1台についても、 掃センター、長岡し に伴うもの。減少分の2台は、 は 大仁清掃センターの更新に伴うもの。 1台は長岡清掃センター、 尿処理場の車 長岡し尿処理場 もう1台 一両の

実

4千円、2万部の配布先は。 ■ごみ減量対策の印刷製本費108万

方にも配布している。 も常備している。 各戸配布となる。 組に入っていない また、 市民課に

く。

定で、 るが、その後の予定は ■大仁最終処分場が令和12年度閉鎖予 現状の市内最終処分場がなくな

業についての周知の方法及び補助の内 を考えた中で総合的に判断する。 和12年度末に許容量を迎える中で、 焼却灰のリサイクルを含めた資源循環 灰の処理技術が進んでいることから しく最終処分場を確保するのか、焼却 大仁最終処分場が、今のままでは令

■小水力発電の基礎調査170万円の

結果は。

ては、 用した小水力発電について企業とも検 結論に至った。今後既存の用水路も活 討したい。 いて実効性なしと判断。 Ш 口川については、 の2カ所で調査を実施した結果、 当市において深沢川と奈古谷の舟 経費的にも採算が取れないとの 机上調査の検討にお 深沢川につい 舟 \Box

別会計歳入歳出決算の認定について 令和4年度伊豆の国市国民健康保険特 |ジェネリック医薬品は国が推奨し、

方針であるが、 医薬品が不足し入荷が困難となってい 国保運営協議会の意見は、 現状ではジェネリック 推奨する

るため、

切り替えは簡単ではない。

資格証明書が発行された人数は ■保険料の滞納によって、短期保険証 特別会計歳入歳出決算の認定について 令和4年度伊豆の国市後期高齢者医療

新

険証が22人、 令和4年度8月更新時には、 資格証明書はゼロ。 短 期 保

36万3980円の不納欠損とあるが、 ■介護保険料について、200人で9 計歳入歳出決算の認定について 令和4年度伊豆の国市介護保険特別会

介護保険料は、 5年ではなく2年経過したもの。 料金になるので税と これは5年経過したのか。

違

権利の放棄について(幼稚園給食費) ■給食費の時効は何年か。 また、 時効

の援用とは。

時効の援用と言う。 張がなければ成立しない。 税等と違い年数が経過しただけで時効 が成立しなく、 正により2年から5年に変更となった。 時効は、 時効の援用とは、 令和2年4月1日の民法改 債務者による時効の主 私債権であるため、 この主張を

医療機関は患者に使用を勧めるように

なっているのか。